FAQ (Working Holiday Programme に関して)

## 【新型コロナウィルスに関して】

- Q. 2019 年申請で 2020 年 3 月出発を予定していたのですが、コロナウィルスの影響で出発ができませんでした。どうしたら良いですか。
- A. 特別措置として許可証発行日 (Date of Issue) が 2019 年の方で 2020 年内に有効期限の失効を迎える方につきましては、2020 年 12 月 31 日まで有効期限を延長させていただきます。現在の許可証で 2020 年 12 月 31 日までアイルランドへの入国が可能です。その際は、航空券と医療保険をご自身で変更いただければ結構です。
- Q. 2020年1月申請で必要書類(パスポート等)を郵送済みですが、許可証がまだ届いておりません。
- A. 本国の指示により許可証の発給を一時停止しております。ご郵送いただいた書類については、申請センターにおいてきちんと保管させていただいておりますので、ご安心ください。パスポートのみ返却を希望の方につきましては、着払いのゆうパックにて返送させていただきますので、申請センター(VFS)へ直接依頼メールをお送りください。

https://www.vfsglobal.com/ireland/japan/index.html

- Q. 2020 年 1 月申請で書類提出期限が 5 月 20 日ですが、書類が送れていません。どうしたら良いですか。
- A. ご存知の通り、本国の指示により書類受け取りを含め申請センターの業務を一時停止しておりますので、5月20日の提出期限はもちろん白紙とさせていただいております。業務再開については、改めてウェブサイトに掲載させていただきます。もうしばらくお待ち願います。
- Q. 2020年1月申請ですが、必要書類を提出していません。渡航期限は9月末までですか。
- A. いいえ、感染拡大の影響もございますので、募集当初の渡航期限につては無効とさせていただきます。許可証発行日より1年以内に入国いただければ、最大1年の滞在が可能です。
- Q. 現在、ワーキングホリデープログラムでアイルランドに滞在しております。滞在期間の延長はありますか。
- A. アイルランド入国管理局 (INIS) は、5月13日、現在有効なアイルランドの在留資格が5月20日から7月20日までの間に失効する場合, 自動的に2か月間更新されると発表しました。

また、3月20日から5月20日の間に失効し、2か月自動更新された在留資格

も今回新たに発表された措置の対象となります。

詳細については、以下の INIS ホームページの「Notice 2: New COVID-19 measures for Immigration and International Protection permissions to reside in the State that are due to expire between 20/5/2020 and 20/7/2020」を参照下さい。
※INIS ホームページ: http://www.inis.gov.ie/

- Q. アイルランドに滞在していましたが、感染拡大のため、日本へ一時帰国しました。アイルランドに戻ることはできますか。
- A. アイルランドの入国管理局又は警察署において外国人登録を済ませ、 在留カード(IRP)の発行を受けている方の再入国は可能です。但し、ワーキ ングホリデーとしての在留資格と滞在は有効期限満了までとなります。

外国人登録を済ませていない方については、現地の登録事務所 (burghquayregoffice@justice.ie) まで直接お問い合わせください。

## 【申請資格に関して】

- Q. 25 歳以上ですが 30 歳以下です。ワーキング・ホリデー・プログラムにまだ応募できるでしょうか?
- A. できます。現在フルタイムの学生またはフルタイムで就労していれば、 応募資格を有します。フルタイム就労とは、雇用形態は問いませんので、派 遣社員やアルバイトでも 就労が生活の基盤(週4日就労など)となっていれ ば応募可能です。
- Q. 他国のワーキング・ホリデーに参加したことがありますが、申請できますか?
- A. はい、できます。

## 【申請手続き(申請書記入・提出書類等)に関して】

- Q. 申請の際、職歴の証明書(在籍証明書など)を添付する必要はありますか?
- A. 申請書と略歴に記載いただくだけで結構です。
- Q. 和文の卒業証明書しか入手できない場合は、どうしたら良いですか?
- A. 英訳を添付してください。
- Q. 申請書の提出は、期日までに必着ですか?
- A. 締切日の消印有効です。

- Q. 英文の残高証明書はいつ取得したものを送ればいいですか?
- A. 1~2 ヶ月以内に発行されたものをお送りください。
- Q. 卒業証明書はいつ取得したものを送ればいいですか?
- A. 卒業が証明されるものであれば、いつ取得されたものでも構いません。
- Q. 申請時にパスポート残存期間が出国日より半年ありません。どうしたら良いですか?
- A. 申請時は、現在のパスポートのコピーをお送りいただいて結構です。 航空券や医療保険を送る際、新しいパスポートの原本とコピー(顔写真のページ)と差し替え依頼のメモを添付していただければ問題ありません。また、航空券を準備される時点で有効期限が1年以上あり、新しいパスポートの申請が出来ない場合は、最寄のパスポート発給機関に事情を説明のうえ、発給依頼のご相談をしてみてください。
- Q. 応募期間中に提出した申請書に間違いがありました。どのように訂正 すればいいでしょうか。
- A. 提出される申請書に訂正版ということと訂正箇所が確認できるようご 記入頂ければ問題ございません。
- Q. アイルランドに行く前に別の国に行く予定がありますが、問題ないでしょうか。
- A. はい、問題ありません。日本発からアイルランド着までの航路を確認できる航空券及びEチケットをご提出下さい。
  - (例)日本発 〇〇国着 〇〇国発ーアイルランド着
- Q. 必要書類が全て揃っていませんが、書類提出期限までに間に合わない ため先に用意できたものだけを提出しても問題ないでしょうか。
- A. 規定により、全ての書類を揃えてご提出頂く必要がございます。
- Q. クレジットカードについている医療保険数か月分と別途加入した海外 医療保険を合わせて滞在期間分をカバーして、提出しても問題ないでしょうか。
- A. 海外滞在期間中にクレジットカード医療保険が切れる日と別の医療保険の有効開始日の間に医療保険にカバーされていない日がないものをご用意頂ければ受付可能です。

- Q. アイルランド滞在中に滞在期間を延ばそうと考えていますが、可能でしょうか。
- A. 医療保険でカバーできる期間滞在できるプログラムですので、事前に滞在期間を決めて頂きその期間をカバーできる医療保険の証明をご郵送下さい。滞在開始後の期間延長はできません。
- Q. 卒業証明書が旧姓ですが、どうしたらよいでしょうか。
- A. 旧姓が証明できるパスポートの顔写真ページや戸籍謄本等を併せてご 郵送下さい。

## 【申請後に関して】

- Q. 申請後、海外へ旅行に行っても良いでしょうか?
- A. 申請時、受理時点は日本に在住というのが基本ですので、翌月中旬の結果が出る頃に、日本にいていただけるのであれば、問題有りません。
- Q. 申請許可のお知らせをいただいたのですが、今回、家庭の事情で渡航することができなくなりました。どのような手続きが必要ですか?
- A. 申請照会番号、氏名、辞退理由を記載のうえ辞退届をファックスまたは、Emailにてお送りください。
- Q. 1月に申請した場合、一番早い出発時期は、いつでしょうか? A. 2月中旬頃に結果が郵送され、パスポート到着後発給まで、最短で約1 ヶ月みていただいています。パスポートをすぐ郵送いただいたとしても、3 月下旬が一番早い出発となります。
- Q. 申請許可がおり、パスポート・医療保険証券・航空券を送りましたが、いつ頃、許可証は発給されますか。
- A. 許可証発給には、1~2ヶ月かかります。そのため、基本的には出発の 2ヶ月前に送っていただく必要があります。やむおえず2ヶ月をきっている 方については、許可証が出発日間近の到着になる可能性があります点、ご了 承ください。
- Q. 申請書に記載した出発予定日を補足申請フォームに記載する際、変更が可能でしょうか。

- A. 補足申請フォームに記載していただく日程が、最終の出発予定日となりますので、変更は可能です。但し、1月の申請に関しては、9月30日までのご出発が原則となります。
- Q. ワーキング・ホリデーの延長または、そのままアイルランドに滞在することは可能ですか。
- A. 延長または、そのままアイルランドに滞在することはできません。一度、期限以内に出国していただき、ワーキング・ホリデーを終了していただく必要があります。